

平成24年 第1回定例会
総務地域連携常任委員会（所管事項説明） 提出資料

◎所管事項

【行政運営】

1	三重県行財政改革取組について	1
2	県組織の見直しについて	6
3	総勤務時間の縮減について	8
4	公益法人制度改革について	10
5	条例の一斉点検・見直しについて	12
6	職員の人材育成について	14
7	職員の健康管理について	16
8	総務事務の集中化について	18

【財政運営】

9	三重県財政の現状について	別冊
10	中期財政見通しについて	別冊
11	県税収入について	20
12	県税未収金対策について	22
13	税外の未収金対策について	26
14	県有財産の有効活用について	28

〔別冊資料〕

- 「三重県行財政改革取組」
- 「三重県行財政改革取組ロードマップ（工程表）」
- 「三重の財政（平成24年 第1回）」

平成24年5月25日

総務部

1 三重県行財政改革取組について

1 現状（概要）

新たな戦略計画である「みえ県民力ビジョン」では、県政に対する信頼をより高め、自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくために、県もまた、自立した地域経営を実現する必要があるとしています。そのため、今後の行財政改革の基本的な考え方や具体的な取組項目を「三重県行財政改革取組」として、平成24年3月に取りまとめました。（取組期間：平成24年度～27年度）

「三重県行財政改革取組」では、「先導・変革」、「自立・創造」、「簡素・効率」をキーワードに、「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」の3つを柱とした、行財政運営の改革に取り組みます。

2 今年度の取組

（1）「三重県行財政改革取組」の進行管理

「三重県行財政改革取組」に掲げた52の具体的取組について、ロードマップ（工程表）に基づき、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、全庁的な推進及び適切な進行管理を行います。

また、半期ごとに進捗状況の把握・検証を実施し、県議会への報告や県民への公表を行うなど、透明性の高い取組の推進に努めます。

（2）ワーキンググループの設置

具体的取組の主要な項目については、担当課職員だけでなく、庁内から公募した若手職員や現場の実務者、専門的見地からご助言をいただくアドバイザーなどからなるワーキンググループを設置し、幅広い意見を検討に生かします。

＜設置ワーキンググループ＞

- ・人づくりの改革：「三重県職員人づくり基本方針」検討WG
- ・財政運営の改革：「予算編成プロセスの見直し」検討WG
- ・仕組みの改革：「政策を推進するための仕組み」検討WG

（3）三重県行財政改革専門委員会の拡充

外部有識者で構成される「三重県行財政改革専門委員会」について、今年度は具体的な取組を実施していくことから、より専門的・具体的な見地から意見がいただける場とするため、委員の増員を図ります。

また、必要に応じて上記ワーキンググループのアドバイザーにも専門委員会の議論に加わっていただき、多様な意見の反映につなげていきます。

【参考】

<三重県行財政改革専門委員会委員>

- ・ 株リンクアンドモチベーション 代表取締役社長 小笠 芳央
- ・ 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部 教授 小西 砂千夫
- ・ 速水林業 代表 速水 亨
- ・ 渡辺法律事務所 所長（弁護士） 渡辺 八尋

【本年度からの新任】

- ・ 日本大学経済学部 教授 沼尾 波子
- ・ 神奈川大学人間科学部 特任教授 南 学

<ワーキンググループのアドバイザー>

- ・ 「三重県職員人づくり基本方針」検討WG
　南山大学大学院ビジネス研究科 准教授 安藤 史江
- ・ 「予算編成プロセスの見直し」検討WG
　関西大学経済学部 非常勤講師 横山 寛和
- ・ 「政策を推進するための仕組み」検討WG
　統計数理研究所 助教 朴 堯星

平成24年度「三重県行財政改革取組」スケジュール

	進行 管理	行財政改革 推進本部	行財政改革 専門委員会	主要取組検討WG (人づくり・予算編成・仕組み)	議 会
H24 4月	・WG職員公募 ・アドバイザー選定 ・年次計画策定			第1回合同WG	
5月		第1回会議 年度スケジュール等報告 第2回会議 年次計画協議		第2回 合同WG ※各WG 随時開催	検討 5月(所管事項説明) 年度スケジュール提示
6月			第1回会議 WG取組項目にかかる意見聴取		
7月		第3回会議 WG案進捗状況報告			
8月	上半期実績見込集約	第4回会議 WG案協議	第2回会議 WG案に対する意見聴取	WG案策定 <以下主担当課により取りまとめ>	
9月		第5回会議 上半期実績見込 中間案協議		中間案策定 ※予算編成プロセスは前倒しで進行	9月会議 上半期実績見込報告
10月			第3回会議 各中間案に対する意見聴取		
11月		第6回会議 最終案協議		最終案策定	
12月		第7回会議 案確定	第4回会議 各最終案に対する意見聴取		
H25 1月	年度実績見込集約				
2月		第8回会議 年度実績見込報告			2月会議 年度実績見込報告
3月			第5回会議 年度実績見込に対する意見聴取		
H25 4月～	4月 年度実績集約				

三重県行財政改革取組 ~「自立した地域経営」の実現をめざして~<概要>

行財政運営にかかる現状・課題

- 自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくためには、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、職員の意欲および能力の向上が必要です。
- 本県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、県税収入に多くを期待できず、また、義務的経費の増嵩が見込まれるなど、今後はさらに一段と厳しくなることが予想されるため、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立が必要です。
- 県政運営の仕組みについては、これまでにさまざまな改善に取り組んできましたが、時代の変化にさらに対応できるよう、また、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、不断の見直しが必要です。

行財政改革の基本的な考え方

現状・課題を踏まえ、「先導・変革」、「自立・創造」、「簡素・効率」の3つをキーワードに、行財政運営の改革に取り組み、「自立した地域経営」を実現することにより、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげます。

【3つのキーワード】

- ① 先導・変革 これまでに取り組んできたさまざまな改革の蓄積に満足することなく、さらなる先導的な変革に取り組みます。
- ② 自立・創造 地域が自らの地域を自らの責任でつくっていく自主・自立の地方自治を確立するとともに、県民の皆さんと共に新しい三重を創造します。
- ③ 簡素・効率 事務事業をはじめ既存の仕組みをゼロベースから見直し、最小の費用で最大の効果を上げ、簡素・効率を実践します。

【取組の3本柱】

- 現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進め、高い意欲と能力を持った人材を育てる「人づくりの改革」
- 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立に向けた「財政運営の改革」
- 時代の変化に対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができる「仕組みの改革」

【基本的な考え方イメージ】

「みえ県民力ビジョン」の推進 基本理念: 県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

「自立した地域経営」の実現

I 人づくりの改革

II 財政運営の改革

III 仕組みの改革

【3つのキーワード】

① 先導・変革

② 自立・創造

③ 簡素・効率

主な取組の内容(全 52 取組から抜粋)

I 人づくりの改革

職員の意欲と能力をさらに向上させるとともに、現場を重視し、「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけ、的確な危機への対応ができる職員を育てるなど、「人づくりの改革」に取り組みます。

【具体的取組例】

「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定

「みえ県民力ビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」「職員力の向上」などの考え方などを踏まえ、平成 24 年度に策定。

意欲の向上に向けた組織風土づくり

平成 24 年度から、職員の意欲を高めるための管理職員の能力向上や新たな職員提案制度の構築などを実施。

新たな研修体系の構築と研修の充実

県民の皆さんに成果をより届けるために必要な能力、スキルなどの開発に向け、平成 24 年度から順次実施。

現場における危機対応力を備えた人材育成

現場で指揮を執る管理者層の判断力・対応力などの向上に向け、平成 24 年度から「危機管理リーダー研修」などを実施。

II 財政運営の改革

事務事業の見直しや総人件費の抑制により歳出を見直し、効果的な税収確保対策や多様な財源の確保などにより歳入を確保するとともに、県債発行の抑制に配慮した健全な財政運営や県有財産の利活用など、「財政運営の改革」に取り組みます。

【具体的取組例】

徹底した事務事業の見直し

「三重県版事業仕分け」の実施など、毎年度、事業の成果を検証し、翌年度の当初予算編成に反映。

多様な財源確保策の導入

県有施設へのネーミングライツ、公用車への広告掲載、職員駐車場の有料化などについて検討し、平成 24 年度から順次導入。

平成 26 年度末の県債残高を減少に転換

平成 26 年度末の県債残高が平成 23 年度末よりも減少するよう、可能な限り県債の発行抑制に配慮した予算編成を実施。

予算編成プロセスの見直し

より効果的・効率的な予算編成プロセスのあり方を検討し、平成 25 年度の予算編成から見直しを実施。

III 仕組みの改革

政策を推進するための仕組みや組織体制・組織運営、外郭団体等を見直すとともに、民間活力の有効活用や IT の効果的・効率的な利活用、広聴広報の充実、入札契約制度の着実な運用など、「仕組みの改革」に取り組みます。

【具体的取組例】

政策を推進するための新たな仕組みの構築

県民により成果を届けるなどの観点から検討し、平成 24 年度に新たな仕組みを構築。

政策評価 (SEE) の仕組みの見直し

より事業の成果を上げ改善が進む評価 (CHECK) の仕組みや、「成果レポート」の公表など改善 (ACT) の仕組みを平成 25 年度に導入。

組織運営の見直し

フラット制など組織運営のあり方について検証・検討を行い、平成 25 年度から必要な見直しを実施。

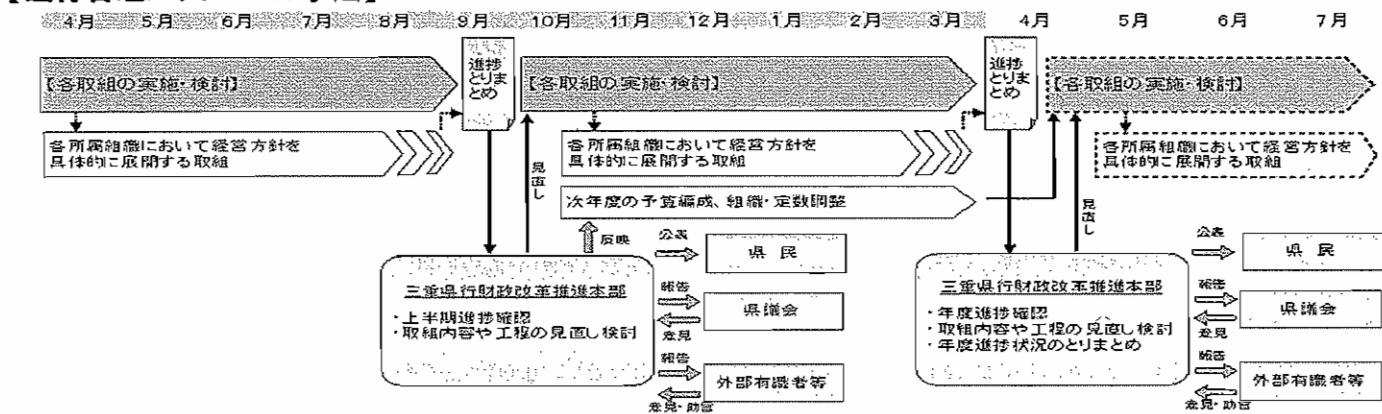
外郭団体等のあり方改革

社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 24 年度に団体の目的や事業内容についての精査を行い、平成 25 年度から各団体の必要な改革を実施。

「三重県行財政改革取組」の進行管理

- 知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、行財政改革を全局的に推進し、適切な進行管理を行います。
- 進行管理にあたっては、経営方針を具体的に展開する取組を活用するとともに、進捗確認の結果を次年度の予算編成、組織・定数調整へ反映するなど、県政運営の各仕組みと連携させることにより、着実な推進を図ります。
- 毎年度の進捗状況などについて、わかりやすい形でとりまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへお知らせします。
- 県組織自らの検証に加え、外部の有識者などからもご意見をいただきます。
- 取組期間中における環境変化や新たな課題に迅速・的確に対応するため、取組内容や工程表の定期的な見直しを行います。

【進行管理スケジュール予定】



2 県組織の見直しについて

1 本庁の部局再編等

(1) 基本的な考え方

平成 24 年度から、以下の視点を踏まえ、所要の組織改正を実施しました。

- ① 「みえ県民力ビジョン」を着実に推進できる組織体制の構築
- ② 県民から見て分かりやすい、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築

(2) 組織改正の概要

① 危機管理機能の強化

平常時には全庁的な視点で危機を察知し、災害や危機の発生時には各部局を横断して強い指揮権限を持つ職として「危機管理統括監」を設置するとともに、従来の「防災危機管理部」については、防災体制の一層の充実を図り、「防災対策部」としました。

② 本庁部局編成の見直し

- ・ 県政のトップマネジメント機能の強化及び企画・政策提言機能の充実のため、「戦略企画部」を設置しました。
- ・ 県民に身近な環境問題への対応や心豊かな県民生活の実現に向けて、県民の皆さんの県政への参画や意識の醸成を図りながら、総合的に施策を実施していくため、「環境生活部」を設置しました。
- ・ 個性豊かで、活力のある地域社会の形成に向けて、多様な主体と連携して、効果的な施策を実施していくため、「地域連携部」を設置しました。
- ・ 政策課題が共通している農業・林業・水産業について、その振興施策を、より一體的、効果的に実施していくため、「農林水産部」を設置しました。
- ・ 地域に活力と雇用を生み出す、強じんで多様な産業構造の構築に向けて、雇用対策と経済施策を総合的に実施していくため、「雇用経済部」を設置しました。
- ・ 各部において、重点的に施策を実施していくため、健康福祉部に「医療対策局」及び「子ども・家庭局」を、環境生活部に「廃棄物対策局」を、地域連携部に「スポーツ推進局」及び「南部地域活性化局」を、雇用経済部に「観光・国際局」を設置しました。

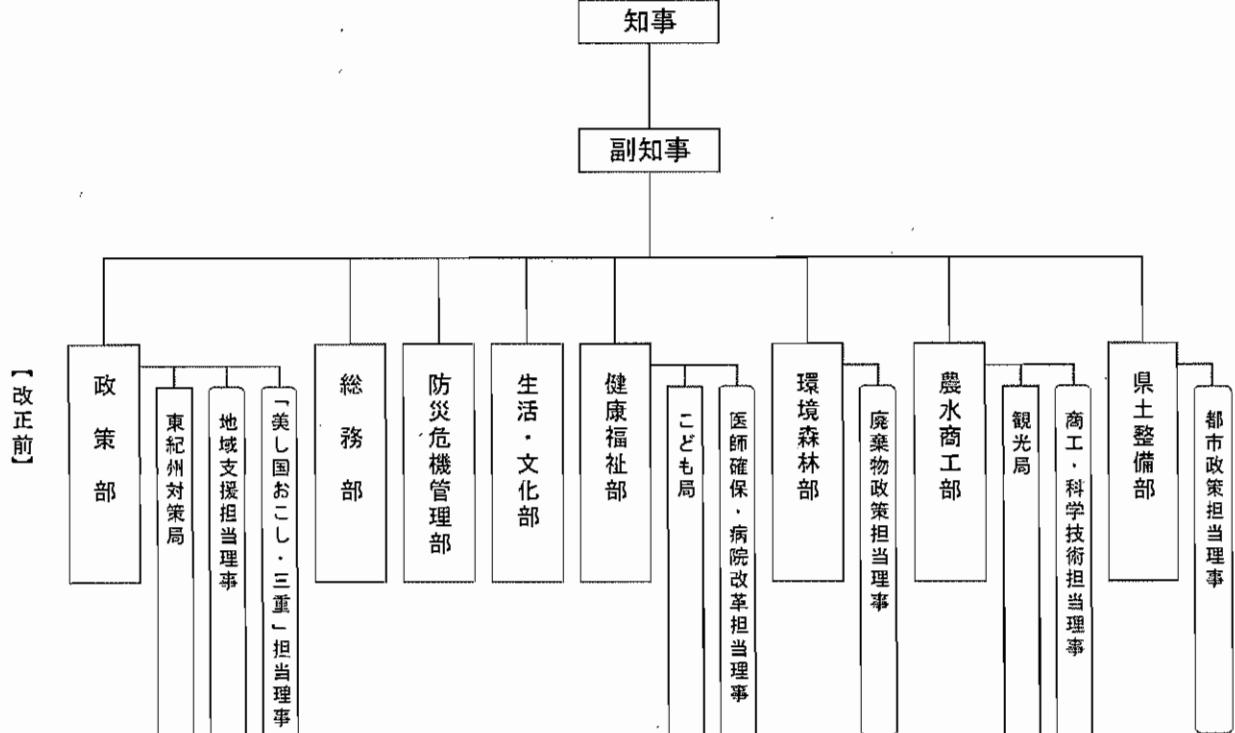
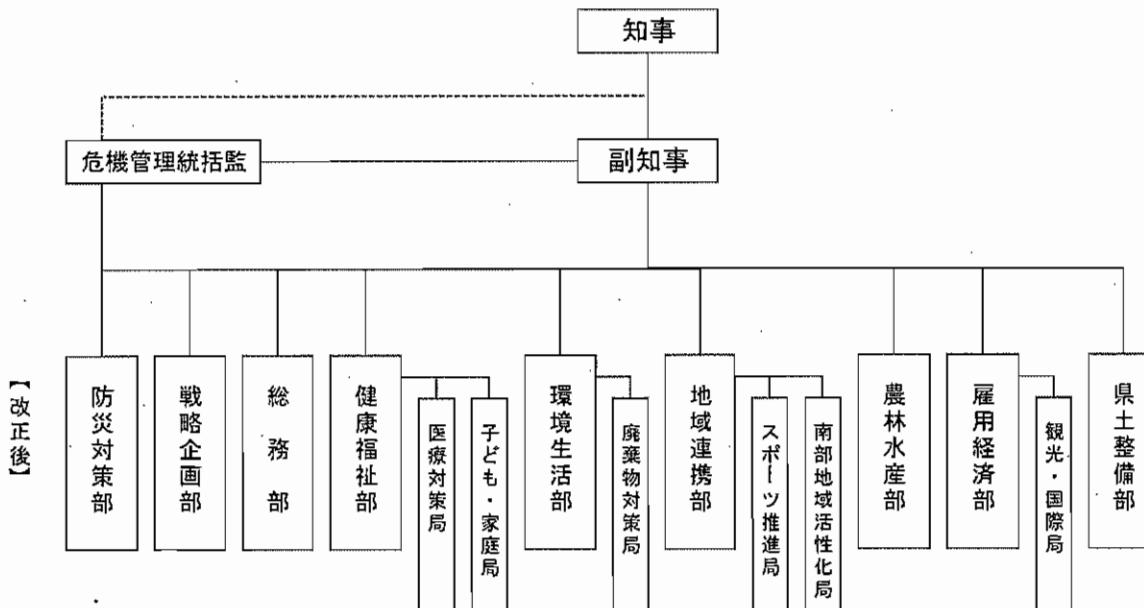
③ 職の見直し等

組織運営の見直しの一環として、本庁の部局再編と併せて、本庁の職を、県民から見て分かりやすいかどうかの視点から見直しました。具体的には、「理事」、「総括室長」の廃止、「次長」の設置、「室」から「課」への変更等を実施しました。

2 今後の対応

県民センターなどの地域機関や現行のフラット制など組織運営のあり方について、課題の検証や見直し案の検討を進め、平成 25 年度から、必要な見直しを実施することにより、分かりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制および組織運営の構築を図っていきます。

本庁の部局編成(知事部局)



3 総勤務時間の縮減について

1 総勤務時間数の現状

項目	平成 23 年度 (A)	平成 22 年度 (B)	(A) / (B) × 100
総勤務時間数	1,922 時間	1,899 時間	101.2%
年休取得時間数	105 時間	110 時間	95.5%
時間外勤務時間数	198 時間	177 時間	111.9%

※ 時間数は、管理職を含む職員一人あたりの年間時間数である。

2 総勤務時間縮減の取組

県民サービスの向上と職員の「職業人」、「地域人」、「家庭人」としての自己実現及び健康増進等を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすために、幹部職員のリーダーシップの発揮と職員との十分な対話のもと、総勤務時間の縮減に向け、各部局・職場が主体的・自主的に取り組んでいます。

3 昨年度の実績及び今年度の取組

(1) 平成 23 年度の実績

全庁的に「業務の見直し」、「超長時間勤務者の縮減」等の総勤務時間縮減に取り組みました。しかしながら、前年度に比べると、東日本大震災に対する支援や紀伊半島大水害への緊急災害対応等により、総勤務時間数、時間外勤務時間数ともに増加しました。引き続き、縮減に向けての取組が必要です。

(2) 平成 24 年度の取組

平成 23 年度の実績を踏まえ、各部局の具体的な取組内容の共有も図りながら、連続休暇の取得促進や、超長時間勤務者の縮減など、引き続き、総勤務時間の縮減に取り組んでいきます。

4 公益法人制度改革について

1 制度改革の概要

(1) 制度改革の趣旨

これまでの公益法人制度は、明治以来抜本的な見直しが行われず、時代の流れに対応しきれていない状況でした。そこで、民間が担う公益を社会・経済システムの中に積極的に位置付けるため、今回の公益法人制度改革が行われました。

(2) 新しい公益法人制度の創設

営利（剩余金の分配）を目的としない社団及び財団については、事業の公益性の有無にかかわらず登記によって法人格を取得できる「一般社団・財団法人」の制度が創設されました。

また、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人については、行政庁の認定を受けて「公益社団・財団法人」となることができることとなりました。

(3) 従来の公益法人からの移行

従来の公益法人（旧民法第34条法人）は、新制度の施行に伴い、自動的に従来と同様の法人である「特例民法法人」となっています。特例民法法人は、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行することを選択することができますが、移行に当たっては行政庁の認定または認可が必要となります。

なお、平成20年12月1日から5年間の移行期間の終了（平成25年11月30日）までに移行申請を行わなかった場合には、特例民法法人は解散したものとみなされます。

2 三重県における対応

(1) 移行認定・認可及び公益認定の状況

平成24年4月30日現在の本県での移行認定、認可及び公益認定の状況は下表のとおりです。

	公益法人（認定）		一般法人（認可）		計	
	社 団	財 団	社 団	財 团		
県 計	35(1)	25	25	7	92(1)	
内 訳	知事部局	33(1)	17	23	6	79(1)
	教育委員会	1	7	0	1	9
	公安委員会	1	1	2	0	4

※国所管から県所管になった8団体含む

※()は公益認定の数（うち数）

(2) 今後の対応

県が所管する特例民法法人は、平成24年4月30日現在で166法人あり、これらの法人のうちの9割程度が移行認定または移行認可の申請を行うことが見込まれています。

このため、昨年度同様、公益性を認定する際の判断基準等となるガイドラインに基づき、三重県公益認定等審議会の事務局である総務部行財政改革推進課と特例民法法人を所管している各部局とが連携して、申請書類の審査や審議会への諮問などについて適正に対処していくこととしています。

(参考) 三重県が所管する特例民法法人(平成24年4月30日現在)の状況

		社 団	財 団	合 計
県 計		82	84	166
内 訳	知事部局	72	55	127
	教育委員会	7	27	34
	公安委員会	3	2	5

5 条例の一斉点検・見直しについて

1 趣旨

制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できていないものがあると考えられることから、「三重県行財政改革取組」の一環として、県条例の適時性を確保するために、原則として全ての条例を対象に一斉に点検・見直しを行います。

2 点検・見直しの方法

(1) 対象とする条例

平成 24 年 4 月 1 日（基準日）現在の条例（381 件）で、公布後 3 年以内のもの及び議員提案に係るもの除去く全ての条例（327 件）を対象とします。

(2) 点検・見直しの視点

次の 5 つの視点から点検・見直しを行います。

ア 必要性

当該条例がそもそも必要か、その内容は公的関与として実施する必要があるものか。

イ 適法性

当該条例が憲法や法律に抵触して違法という判断を受けるおそれがないか、司法手続において条例の効力を否定される可能性はないか。

ウ 有効性

当該条例で定める手段が、条例の目的の実現にどこまで寄与するか、課題の解決にどの程度の効果を生じるか。

エ 効率性

当該条例の目的の実現に、条例が定める手段は必要かつ十分か。

オ 公平性

当該条例の目的に照らして、その効果やコスト負担が公平に分配されているか、合理的な理由もなく不平等な取扱いが行われていないか。

(3) 点検・見直しのスケジュール

ア 条例の所管部等において「条例の点検・見直しシート」による点検・見直し（平成 24 年 6 月末まで）

イ 総務部において点検・見直し結果の取りまとめ

ウ 条例の所管部等において条例改正・廃止案を作成

エ 9 月会議に点検・見直し結果に基づく第 1 次改正・廃止条例案を提出

オ 審議会への諮問、パブリックコメント、周知期間等を要する条例、県民の権利義務に関わる条例で慎重な検討を要するものについては、第 2 次、第 3 次として 12 月、2 月会議に条例案を提出。更に慎重な検討を要する条例で、平成 24 年度内に改正・廃止が行えないものについては、平成 25 年度末までに条例案を提出

カ 平成 26 年度以後は一定期間を設定して、定期的に条例の一斉点検・見直しを実施

条例の点検・見直しシート

		作成年月日			
条例の題名		公 布 日		整理番号	
条例番号		直近改正日			
所管部局課		(内線)			
条例の概要				条例の類型	
視点	項目	回答	検討内容		
① 必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。				
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。				
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。				
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。				
② 適法性	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。				
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。				
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。				
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手續との間に食い違いはない。				
③ 有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。				
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。				
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。				
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。				
④ 効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。				
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。				
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。				
	⑤ 公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。			
条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。					
条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。					
⑥ その他		条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。				
	点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無

6 職員の人材育成について

1 「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定

職員の人材育成については、「三重県人材育成ビジョン（平成18年3月）」に基づき進めてきたところですが、策定後6年が経過し、その後の社会の変化や県政の動きに整合させる必要が生じています。

特に、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するため、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力をもった人材を育成することが求められています。

そのため、「みえ県民力ビジョン」に掲げる「県民との『協創』」、「現場重視」、「職員力の向上」などの考え方などを踏まえて、求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」を平成24年度に策定することとしています。

2 職員研修

（1）職員研修の概要

職員研修センターでは、「三重県人材育成ビジョン」及び「職員研修推進方策（改訂版）（平成23年3月）」に基づき、以下の体系で研修を行っています。

今年度は、「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定に伴い、新たな研修体系の構築と研修の充実について、検討することとしています。

（2）主な研修体系

キャリアステージ研修

①基本研修

各職級で必要な基本的な知識・技能を開発すると同時に、県職員として求められる態度や基本姿勢、県政運営の基本となる考え方等について習得する必須研修

新規採用職員、採用3年目、採用5年目、係長級昇任時、課長補佐級昇任時、課長級昇任時

②選択研修

各職級に期待される役割に対応した能力を、計画的・段階的に習得するために受講を推奨する研修

- ・組織力向上コース（マネジメント基本、後輩の教え方・育て方、仕事の進め方等）
- ・意思決定能力向上コース（判断力向上、合意形成の技術、県民要望・苦情対応力向上等）
- ・政策形成能力向上コース（企画力向上、マーケティング、データ活用技術等）

③キャリア開発支援研修

職員の自律的なキャリア開発を支援する研修（新規採用、採用3年目、希望者）

派遣研修

異なる視点、幅広い視野、高度な専門知識等を会得することを目的に、自治大学校等の他機関に派遣する研修

マイセルフ研修

職務を遂行するにあたって必要な知識、能力等のレベルを高めるために自主的に学習する自己啓発型の研修

メンタル・タフネス、説得力のある話し方・伝え方、会議運営の基本、ビジネスマナー等

所管部研修

本県職員として必要な基本的・専門的な知識・能力・姿勢を習得するために所管する部が中心となって実施する研修（人権、情報公開、危機管理等）

3 勤務評価制度

(1) 管理職員勤務評価制度

職員の育成・能力開発と勤務状況の公正な人事への反映を目的として、管理職員を対象に平成12年度から「管理職員勤務評定」を実施しています。

評価者は評価結果に基づき、指導・助言を行い、適切な能力開発を効果的に進めるこことしています。

また、この評価結果を、勤勉手当や昇給に反映させているところです。

(2) 管理職員マネジメント支援制度

管理職員自らの所属マネジメントについての「気づき」を促し、職場運営の改善やマネジメント能力の向上を図ることを目的として、「管理職員マネジメント支援制度」を実施しています。

この制度は、課長等管理職員の日常の職務行動に対する所属職員の意見を調査するもので、その調査結果を管理職員にフィードバックすることで、管理職員は自らの行動を振り返り、職場運営の改善やマネジメント能力の向上に生かすこととしています。

(3) 一般職員勤務評価制度

一般職員の意欲・能力や組織力の向上を目的とする「県職員育成支援のための評価制度」を平成20年度から試行し、この制度を職員の育成につなげていく方法を実証的に検証しながら、必要な見直しを行っているところです。

(4) 今後の対応

管理職員の勤務評価制度について検証を行うとともに、一般職員の勤務評価制度については、職員の理解と納得が得られるよりよい制度となるよう必要な見直しを加えながら、定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と待遇に取り組んでいきます。

7 職員の健康管理について

1 健康管理事業の概要

(1) 健康診断の実施

三重県職員安全衛生管理規程に基づき、一般健康診断を実施し、健診結果により健康指示区分を決定するとともに、要所見者に対する事後指導を行っています。

また、特定業務従事者を対象とした特殊健康診断（平成23年度受診者延べ1,272人）、希望者を対象とした各種がん検診（平成23年度受診者延べ4,908人）等も実施しています。

(2) THP推進事業の実施

労働安全衛生法では、従来の健康診断を主体とする健康障害の防止を図る健康管理に加えて、さらに一步進んだ労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を行うことが、事業者の努力義務として規定されています。このことから、希望者を対象に、職員自らが行う「積極的なこころと体の健康づくり」のため、メンタルトレーニングや生活習慣病対策、栄養管理などについての健康教育を行うTHP（Total Health Promotion Plan）の取組を実施しています。

(3) 過重労働対策の実施

過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱に基づき、一定以上の時間外労働を行った職員に対して、健康管理医による面接指導等を実施しています。

2 メンタルヘルス

(1) 職員の病気休暇・休職者とメンタル疾患の状況

年 度	病 休 者 (人) (1ヵ月以上の病休取得)				全病休者に対する メンタル疾患比率		休職者(人)	
	三重県		全 国		三重県	全 国	三重県	
	実数	うち メンタル	実数	うち メンタル			実 数	うちメ ンタル
20	155	74	11,033	5,600	47.7%	50.8%	38	27
21	154	82	10,752	5,720	53.2%	53.2%	42	32
22	151	77	10,305	5,494	51.0%	53.3%	40	31

※ 県の数値(H20~H22)は、知事部局及び各種委員会（公安委員会、教育委員会除く。以下同じ。）、企業庁、病院事業庁、四日市港管理組合の集計数。ただし、休職者数は知事部局及び各種委員会の集計数。

(2) メンタルヘルス対策

メンタル疾患は、職員自身がこころの不調を抱えていても気づかない、人に打ち明けることができない、また、管理監督者をはじめ周囲の人が対処の仕方を知らないなどが原因で、早期発見・早期対応ができていない状況があります。また、復職しても再病休、再休職となる職員もいることから、確実な職場復帰に向けた取組が必要となっています。

このため、メンタルヘルス対策については、福利厚生課のここからルーム（健康開発室）を拠点に、体系的なメンタルヘルスケアを行う「三重県職員メンタルヘルスケアシステム^{*1}」に基づき、心の健康の保持・増進（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、職場復帰と再発防止（三次予防）の総合的な対策により、メンタル疾患の予防と復職支援に取り組んでいます。

- ① メンタル疾患の予防という観点からは、職員自らがこころの健康づくりを行うセルフケアの支援事業を重点的に実施するとともに、特にメンタルヘルスを組織の問題と位置づけ、管理監督者への研修等もあわせて実施しています。
- ② 復職支援という観点からは、療養相談をはじめ、定期面接等のメニューをきめ細やかに適用するとともに、復職支援に向けた「メンタルヘルスサポートシステム^{*2}」を活用し、円滑な職場復帰と再発防止をサポートしています。

※1 「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」とは、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフによるケア及び事業場外資源によるケアの4つのケアからなる対策の体系をいいます。

※2 「メンタルヘルスサポートシステム」とは、病休者及び休職者に対して、速やかで確実な職場復帰とメンタル疾患の再発防止を図るため、相談・助言指導・職場復帰時における関係者との調整を行うシステムをいいます。

8 総務事務の集中化について

1 集中化の目的、対象業務、対象組織

(1) 集中化の目的

限られた経営資源のもとで、今後も県民の皆さんに的確な行政サービスを提供していくためには、内部業務である総務事務を見直し、簡素で効率的な組織運営体制を構築していく必要がありました。

このため、各部局や地域機関・県立学校ごとに庶務担当を配置して処理していく職員の給与や旅費等の総務事務について、平成22年度から総務事務センター(通称)一ヵ所で集中処理するとともに、総務事務システムを導入することにより、事務処理の効率化・職員の利便性の向上と外部活力の活用によるコスト縮減を図っています。

(2) 対象業務

分類	主な内容
給与等関係	<ul style="list-style-type: none">・異動関係書類管理・履歴事項の変更処理・職員証の発行・給与報告・支給事務（給与計算）・時間外勤務手当事務・特殊勤務手当事務・諸手当（住居、扶養、通勤手当等）の認定事務・年末調整事務
旅費関係	<ul style="list-style-type: none">・職員向け旅費の審査、支給事務・一部請求書作成事務（海外旅費）
福利厚生関係	<ul style="list-style-type: none">・児童手当及び子ども手当関連事務・財形貯蓄関連事務
共済・互助会関係	<ul style="list-style-type: none">・共済組合の給付事務・共済組合員証発行、検認・更新の手続事務
賃金・報酬職員関係	<ul style="list-style-type: none">・賃金・報酬支払事務・通勤手当認定事務・所得税関係事務（年末調整含む）・社会保険、雇用保険関係事務

(3) 対象組織

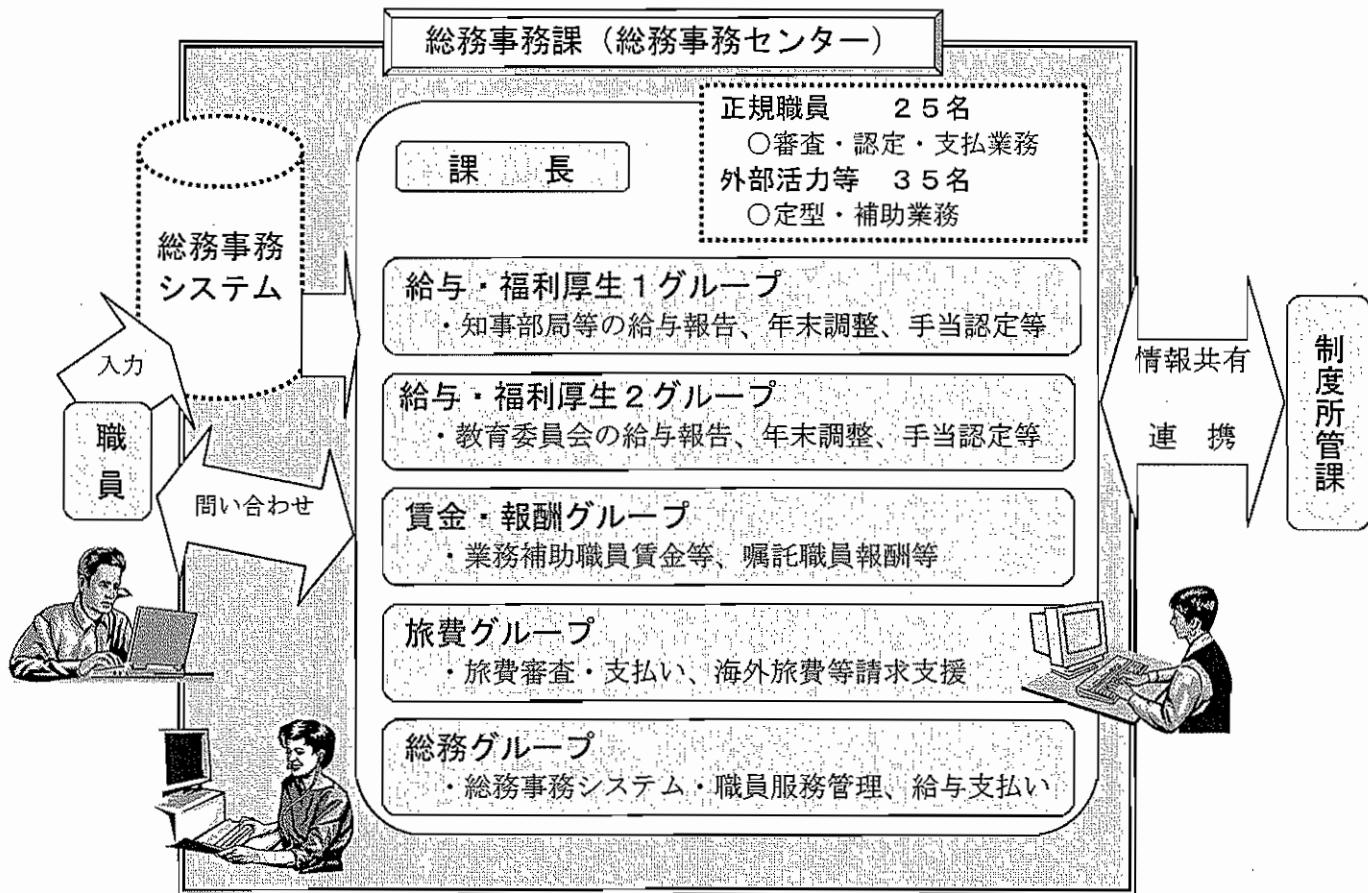
(対象組織) 知事部局、教育委員会（事務局、県立学校）、各種委員会事務局及び企業庁 ※病院事業庁、公安委員会、教育委員会（小中学校）は対象外

(対象職員) 約14,000人

2 総務事務センターの組織等

(1) 総務事務センターの概要

(三重県合同ビル1階に設置)



(2) 費用対効果

総務事務システムの開発や総務事務センターの設置など初期費用（約415百万円）については、システム運用費用の縮減と外部活力の活用等によるコスト縮減により、概ね5年間で回収する見込みです。

3 総務事務センターの運営状況

(平成23年度実績)

設置当初は、新たにシステム化した事務処理に不慣れな職員から問い合わせ対応等がありましたが、導入2年目を迎え、センターの体制やシステムも安定し、手当認定、手当事後確認、年末調整手続など給与・賃金の支給、旅費支給等について円滑に処理を進めました。

- | | |
|---------|----------|
| ・手当認定 | 9,417件 |
| ・手当事後確認 | 10,259件 |
| ・年末調整 | 11,065件 |
| ・旅費支給 | 159,100件 |

(平成24年度)

本庁組織の改正にかかるシステム改修については大きな問題もなく対応を終え、年度当初に必要な手続や異動に伴う手当申請等は、順調に処理しています。

11 県税収入について

1 平成 23 年度県税収入の状況と見込み

平成 23 年度の県税収入額は、平成 24 年 4 月末現在で約 1,999 億 100 万円となっており、最終予算額 2,000 億 8,200 万円に対する達成率は 99.9% となっていますが、出納整理期間終了後には、歳入予算額を上回るものと見込んでいます。

県税収入額を前年同期と比較すると、個人県民税が約 3 億 7,600 万円の減収となっていますが、法人二税が法人の業績回復により約 14 億 9,800 万円の增收となるなど、全体として約 24 億 600 万円の增收となっています。なお、地方法人特別譲与税を含めると約 41 億 1,500 万円の增收となります。

平成 23 年度県税収入状況（平成 24 年 4 月末現在）

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額 ※	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算 額との 比較	予算 達成率 B/A×100
	A	B			B-A	
平成 23 年度 全税目合計	200,082 (222,200)	199,901 (222,022)	101.2 (101.9)	2,406 (4,115)	△181	99.9
うち法人二税	39,832 (61,950)	41,821 (63,942)	103.7 (105.3)	1,498 (3,207)	1,989	105.0
うち個人県民税	60,136	57,612	99.4	△376	△2,524	95.8

【参考】平成 22 年度県税収入状況（平成 23 年 4 月末現在）（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額 ※	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算 額との比 較	予算 達成率 B/A×100	H23.5 月 収入額
	A	B			B-A		
平成 22 年度 全税目合計	200,616 (221,028)	197,495 (217,907)	96.9 (102.2)	△6,408 (4,771)	△3,121	98.4	4,671
うち法人二税	39,993 (60,405)	40,323 (60,735)	108.5 (131.0)	3,176 (14,356)	330	100.8	△1
うち個人県民税	60,545	57,988	91.3	△5,546	△2,557	95.8	3,178

※ 県税収入額は、各年度とも 4 月末現在の計数です。

※ ()内は、地方法人特別税の影響額（地方法人特別譲与税）を含んだ数値です。

県税収入額等の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
調定額(億円)	2,281	2,470	2,804	2,749	2,172	2,094 (2,094)	(2,113)
収入額(億円)	2,220	2,409	2,736	2,674	2,094	2,022 (1,975)	(1,999)
徴収率(%)	97.3	97.5	97.6	97.3	96.4	96.5 (94.3)	(94.6)
全国順位	15	17	16	16	20	17	-
収入率(%)	97.5	97.7	97.7	97.4	96.6	96.7 (94.5)	(94.8)
不納欠損額(億円)	5.4	5.3	4.1	4.2	5.1	4.3 (4.3)	(3.9)
収入未済額(億円)	56	56	64	70	73	68 (115)	(111)
収入未済額目標	65億円以内	55億円以内	65億円以内	75億円以内	73億円以内	72億円以内	67億円以内
差押件数	3,317	3,463	4,436	5,694	5,504	5,586	5,755

※()内は、4月末現在

※徴収率=収入額／調定額

収入率=収入額／(調定額-不納欠損額)

収入未済額=調定額-(収入額+不納欠損額)

12 県税未収金対策について

1 県税の収入未済額の状況

平成 23 年度（平成 24 年 4 月末現在）の県税の収入未済額は、約 111 億円で、昨年度同月より約 4 億円減少しています。今後、出納整理期間中にさらに縮減でき、最終的には昨年度決算額の約 68 億円を下回るものと見込んでいます。

収入未済額の中で、特に大きな割合を占めるのが個人県民税であり、平成 22 年度決算では約 57 億円と収入未済額全体の約 84% を占め、個人県民税の徴収対策が重要な課題となっています。

県税収入未済額の推移について

（単位：百万円）

年度		H18	H19	H20	H21	H22 (注1)	H23 (H24.4月末) (注2)
収入未済額	県税計 (A)	5,624	6,444	7,016	7,281	6,836 (11,473)	(11,051)
	個人県民税 (B)	2,937	4,139	5,050	5,867	5,731 (8,864)	(8,657)
	構成比 (B/A)	52.2%	64.2%	72.0%	80.6%	83.8% (77.3%)	(78.3%)

注 1) 各年度の数値は決算額。ただし、平成 22 年度の（ ）内は平成 23 年 4 月末現在の実績額。

注 2) 平成 23 年度の（ ）内は平成 24 年 4 月末の数値。

2 個人県民税対策について

（1）個人住民税特別滞納整理班の設置等（平成 22 年度～）

① 取組の主旨

平成 22 年度から、「個人住民税特別滞納整理班」を設置し、平成 23 年度は県内 11 市町^{注1}からの職員派遣とあわせて個人住民税の滞納案件を受け入れ、県職員と市町職員が連携して、地方税法第 48 条^{注2}に基づき、県による個人住民税の直接徴収を実施しています。

滞納整理業務に精通した県職員を配置し、滞納整理のノウハウを市町職員と共有しながら、一ヵ所で集中して、大量に組織的に困難案件も含めた滞納整理を実施しています。このことで、派遣市町職員の滞納整理技術の向上により、当該市町の徴収率の向上を図っています。

② これまでの取組成果について

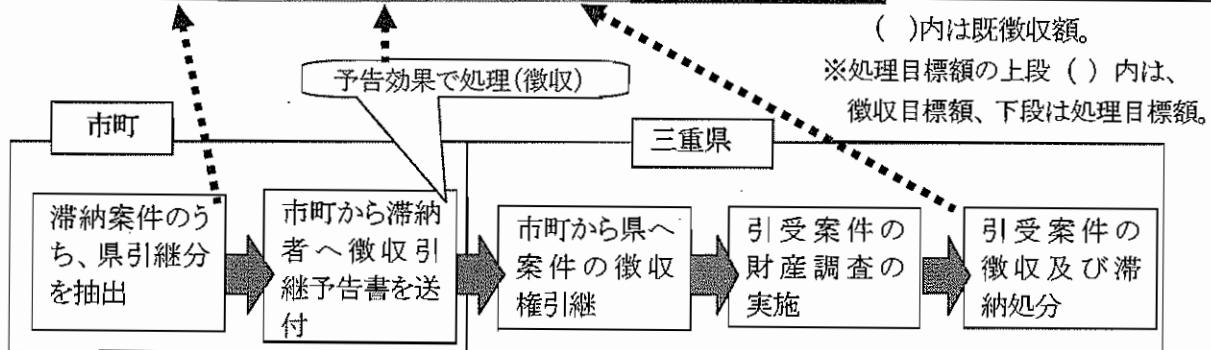
平成 23 年度（平成 24 年 3 月末現在）に、約 10 億 4,173 万円を処理（自主納付、市町の引継予告、差押えの執行、納付約束等）し、約 4 億 7,126 万円を徴収しています。処理額は、多い市町では、約 2 億 8,000 万円、少ない市町でも、約 1,500 万円を処理しています。

このように、同班への参加市町における個人住民税の滞納整理に関しては、大きな成果が上がっており、平成 24 年度についても 9 の市町^{注3}から同班への参加が予定されています。

平成 24 年 3 月末現在の取組実績等（延滞金等含む）

（単位：千円）

県引継対象額	市町予告効果額 A	県処理額 B	合計 A+B	処理目標額 ※	目標達成率
1,317,919	(37,449) 163,216	(433,813) 878,515	(471,262) 1,041,731	(400,000) 850,000	117.8% 122.6%



注 1：平成 23 年度の派遣市町（合計 11 市町）

【一年間】桑名市・尾鷲市・いなべ市・志摩市・紀北町各 1 名 【9カ月間】菰野町 1 名

【半年間】津市 2 名（半年ずつ）、鳥羽市・木曽岬町・多気町・明和町各 1 名

平成 22 年度の派遣市町（合計 10 市町）

【一年間】尾鷲市・志摩市・紀北町各 1 名 【9カ月間】鳥羽市・菰野町各 1 名

【半年間】津市 2 名（半年ずつ）、東員町・川越町・大台町各 1 名 【5カ月間】木曽岬町 1 名

注 2：地方税法第 48 条

滞納となっている個人住民税（個人県民税 + 個人市町民税）については、県が市町から徴収権を引き継いで徴収及び滞納処分をすることができます。

注 3：平成 24 年度の参加予定市町について（合計 9 市町）

【一年間】尾鷲市・いなべ市・志摩市・紀北町各 1 名 【9カ月間】菰野町 1 名

【半年間】津市 2 名（半年ずつ）、熊野市・川越町・多気町各 1 名

（2）個人住民税特別徴収の促進取組の実施（平成 21 年度～）

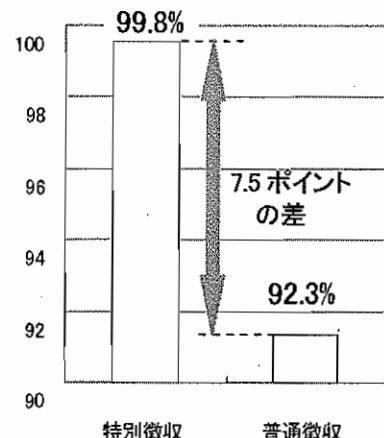
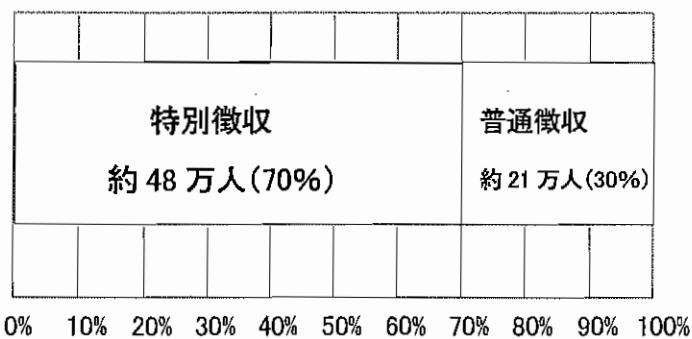
① 取組の主旨

地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収^{注4}の方法によつて徴収することとされていますが、依然として 3 割以上の給与所得者が普通徴収^{注1}となっています。

普通徴収となっている給与所得者を特別徴収に切り替えていくことが重要と考え、徴収率の向上^{注2}及び新規滞納の発生の抑制のために、特別徴収制度の加入促進を図っています。

図2 徴収方法別の徴収率 (H22)

図1 給与所得者のうち徴収方法別の人数・割合 (H22)



(2) これまでの取組内容について

県と県内全市町が連携して加入促進対策を実施しており、昨年度に引き続き、下記の取組等を実施しました。

【取組実績】

取組内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事業所への周知（訪問、電話）	936 事業所	1,652 事業所	—
事業所へ郵送等による周知	127,272 事業所	125,011 事業所	130,621 事業所
各種関係団体等への訪問	106 箇所	90 箇所	89 箇所
県内 29 市町の広報誌掲載	11、12 月号	11、12 月号	11、12 月号
県広報「県政だよりみえ」掲載	11、12 月号	11、12 月号	11、12 月号
取組成果（個人住民税全体）	約 4.6 億円 ^{注5}	約 1.3 億円 ^{注5}	24 年 8 月判明

*県HPには、平成 21 年 10 月から特別徴収の内容を掲載

注4：個人住民税の特別徴収

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（個人市町民税+個人県民税）を徴収（天引き）し、納入する制度です。

注5：平成 21、22 年度の取組成果について

①納税義務者数に占める特別徴収による納税義務者数の割合

平成 21 年度 4.9 ポイント増加 平成 22 年度 1.3 ポイント増加

②個人住民税の調定額に占める特別徴収額の割合

平成 21 年度 3.8 ポイント増加 平成 22 年度 1.1 ポイント増加

③個人住民税の增收効果（推計値）

平成 21 年度 約 4.6 億円増 平成 22 年度 約 1.3 億円増

3 その他の主な税収確保対策について

(1) 県税の高額滞納案件の整理（平成 16 年度～）

県税の高額滞納案件のうち困難な案件等については、税収確保課が指定し、積極的な滞納整理を進めています。

【平成 23 年度の指定案件の状況】	
◇指定案件額：約 2 億 1,700 万円	（本税額）
◇うち処理額：約 1 億 4,600 万円	（延滞金を含む）《徵収、差押え等》
◇うち徵収額：約 1 億 1,600 万円	（延滞金等を含む）

(2) 「三重地方税管理回収機構」の設置（平成 16 年度～）

県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」を設置し、市町税の滞納案件の処理を実施しています。

【平成 23 年度の活動状況：平成 24 年 3 月末】	
◇事案引受状況：約 15 億 6,000 万円	（629 件）
◇徵収状況：約 6 億 6,600 万円	
◇差押件数及び換価額：973 件、約 2 億 8,700 万円	
◇機構へ引き継ぐ前の移管予告効果：約 9 億 100 万円	（納付予告を含む）

(3) インターネット公売の実施（平成 17 年度～）

県税の滞納者から差し押えた不動産と動産（自動車等）をインターネットオークションで売却し、換価しています。

◇平成 23 年度実績：約 7,800 万円（売却金額）
(実施回数：6 回、売却件数：21 件)

(4) コンビニエンスストアでの納付（平成 19 年度～）

課税件数の多い自動車税については、「コンビニ納付」を導入し、納付機会の拡大をすることで、納税環境を整え、納期内納付の推進を図っています。

納期内納付された自動車税のうち、「コンビニ納付」された割合は、税額ベースで全体の 30.6%、件数ベースで全体の 29.4% となっています。

◇平成 23 年度納期内納付率（税額ベース）：76.7%（対前年度比 0.9 ポイントアップ）
過去最高

(5) 差押えの強化

財産があり県税を納める資力があるのに納付しない滞納者に対しては、差押えや財産発見のための家宅捜索、自動車のタイヤロックを積極的に行い、滞納整理に取り組んでいます。また、県税の滞納一掃を図るため、12 月と 1 月の 2 ヶ月間を「差押強化月間」として、差押処分を強力に進めました。

特に、自動車税の現年度分滞納整理を強化したことから、平成 23 年度（平成 24 年 4 月末現在）の自動車税現年度徵収率は、99.5% と前年度同期より 0.2 ポイントアップしています。

◇平成 23 年度実績：5,755 件（差押件数）うち自動車差押件数 821 件
31 件（捜索、タイヤロック件数）

13 税外の未収金対策について

1 現状（概要）

平成 22 年度末において収入未済額は約 133 億円となり、その内訳は県税約 68 億円、県税以外約 65 億円であり、その解消は県財政運営上大きな課題になっています。

このうち、税外の収入未済対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多種多様であり、所管は 20 以上の所属（11 部局）と多岐にわたることから、それぞれが独自に取り組み、これまで全庁的に統一された取組がなされていませんでした。

のことから、平成 24 年度組織改正において、「税務・債権管理課」を設置し、税外未収金対策として、全庁的な対応策を検討することとしています。

2 対策における各部局との役割分担

- (1) 税外未収金の対応にあたっては、関係部局が所管する債権の種類が公債権・私債権など多種多様であり、かつそれぞれの部局の収入未済対策の取組状況は一様でないことから、全庁的な収入未済対策について各部局と連携して対応を検討することが不可欠と考えています。
- (2) 今後、関係部局における貸付事業などの運営と債権の管理を適切に行っていくためには、所管部局が債権の発生から回収までを通して、主体的に責任を持って対応することが必要であり、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うという原則を変えるものではありません。

3 今後の予定

全庁的な収入未済対策の推進に取り組むにあたっては、まず、大阪府などの先進事例の調査を行ったうえで、県税以外の全庁的な未収金を対象に、全庁的な債権管理推進会議（仮称）を 5 月末に設け、その後全庁的な債権の実態把握を行ったうえで、8 月頃を目途に課題の整理に取り組みます。

その後に、収入未済債権に対する全庁的な取組の枠組みの構築を推進し、県全体の収入未済額が縮減するよう取り組んでいきます。

税外未収金の推移

(単位:円、%)

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般	分担金及び負担金	10,077,892	10,911,416	12,915,097	12,569,934	14,919,348
	使用料及び手数料	17,573,538	13,709,511	15,269,722	18,180,312	3,534,192
	財産収入	405,920	189,720	189,720	189,720	189,720
	諸収入	3,044,461,979	2,128,725,110	2,229,438,786	2,334,130,339	2,583,389,663
	うち産業廃棄物不適正処理	1,257,899,463	1,299,941,651	1,512,071,269	1,647,073,786	1,905,692,052
	一般会計小計に占める割合(%)	40.9	60.4	67.0	69.6	73.2
	一般会計小計(県税除)	3,072,519,329	2,153,535,757	2,257,813,325	2,365,070,305	2,602,032,923
特別	母子及び寡婦福祉資金貸付事業	374,666,111	384,888,869	382,518,581	383,842,490	395,164,282
	あすなろ学園事業	420,010	1,137,019	1,376,240	2,285,912	2,643,272
	就農施設等資金貸付事業	51,863,959	54,040,665	54,736,954	58,367,954	49,877,165
	地方卸売市場事業	8,547,815	7,181,368	6,613,060	6,104,514	6,014,514
	林業改善資金貸付事業	2,342,526	9,997,526	9,817,526	9,697,526	15,442,526
	沿岸漁業改善資金貸付事業	23,915,559	26,523,944	27,372,894	27,961,589	31,617,549
	中小企業者等支援資金貸付事業	3,196,581,024	3,239,265,125	3,275,213,400	3,257,658,858	3,227,593,731
	流域下水道事業	22,839	22,839	—	—	—
企業	特別会計小計	3,658,359,843	3,723,057,355	3,757,648,655	3,745,918,843	3,728,353,039
	工業用水道事業	917,993	16,017	380,100	636,300	636,300
	病院事業	183,394,547	194,688,339	205,855,253	188,545,589	165,610,003
	企業会計小計	184,312,540	194,704,356	206,235,353	189,181,889	166,246,303
総合計(県税除)		6,915,191,712	6,071,297,468	6,221,697,333	6,300,171,037	6,496,632,265
対前年増減		—	-12.2	2.5	1.3	3.1

(参考) 県全体の未収金総額

(単位:円、%)

一般会計、特別会計、企業会計総合計	12,651,291,967	12,581,786,874	13,288,723,169	13,622,725,742	13,365,326,998
税外未収金の割合	54.7	48.3	46.8	46.2	48.6

14 県有財産の有効活用について

1 現状

平成 18 年度からの第 1 次・第 2 次県有財産利活用計画に基づき、未利用地の積極的な売却（計 59 件、97,860.02 m²、約 17 億 5,342 万円）を行うとともに、行政財産の余裕スペースを自動販売機設置場所や企業広告用ポスターボードとして貸し付けるなどの有効活用を図ってきました。

平成 23 年度には、「三重県行財政改革取組」の一環である多様な財源の確保と建物の維持管理コストの平準化・縮減により、県の財政基盤の安定に資することを目的として、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 カ年を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を策定しました。

2 第 1 次・第 2 次県有財産利活用計画の主な成果

(1) 県有財産の売却実績

一般競争入札などにより未利用普通財産の売払いを行い、第 1 次計画においては目標額約 10 億円に対し約 11 億円の売却実績、第 2 次計画においては、目標額約 6 億円に対し約 6 億 5 千万円の売却実績となりました。

表 1 県有財産利活用計画における売却実績

項目	件数	売却面積 (m ²)	売却額	目標額
第 1 次 (18~20 年度)	38	45,626.54	11 億 156 万円	約 10 億円
第 2 次 (21~23 年度)	21	52,233.48	6 億 5,185 万円	約 6 億円
計	59	97,860.02	17 億 5,342 万円	約 16 億円

(2) 自動販売機設置場所の貸付実績

一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付けを、平成 22 年 4 月から試行的に 2 台、平成 23 年 4 月から全庁的に 140 台について行いました。

表 2 自動販売機設置場所貸付入札結果

	入札実施 所属数	設置 台数	契約金額 (3 年間) ①	従前使用料 ②	倍率 (①/②)
平成 22 年度設置 (平成 21 年度入札)	1	2	360 万円	12 万円	30.0 倍
平成 23 年度設置 (平成 22 年度入札)	61	140	1 億 9,072 万円	466 万円	40.9 倍

※従前使用料は、設置年度に仮に目的外使用許可を行った場合の金額(3 年分)としました。

(3) ポスターによる広告の掲出実績

県有財産を活用した収入確保のため、平成 21 年 1 月から公募により、本庁舎県民ホールに民間広告の掲出 (@5,000 円／月・枠) を行いました。

表 3 県民ホールポスター広告実績

掲載期間	広告件数	料
21 年 1 月～21 年 12 月	4	24 万円 (@5,000×12 カ月×4 枠)
22 年 1 月～22 年 12 月	4	23 万円 (@5,000×12 カ月×3 枠+@5,000×10 カ月×1 枠)
23 年 1 月～24 年 3 月	5	37 万 5,000 円 (@5,000×15 カ月×5 枠)
24 年 4 月～25 年 3 月	3	18 万円 (@5,000×12 カ月×3 枠)

3 平成 24 年度の取組計画

「みえ県有財産利活用方針」に基づき次のとおり取り組みます。

(1) 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

売却条件が整った未利用財産の一般競争入札等による売却に努めるとともに、入札不調となった財産については、新たにインターネットオークションに参加し売却に努めます。また、各所属において財産の自己点検を行うことにより、未利用や低利用などの課題を有する財産の把握に努めます。

さらに、県有財産を活用した収入確保のため、自販機設置場所の貸付けや県民ホールへの広告掲出のほか、新たに公用車への有料広告の掲出を実施します。

(2) 民間活力を活用した施設整備・管理

県の財政負担を減らすため、設計・施工・維持管理等を一体的に行う PFI 的手法を用いた東紀州地域の職員公舎の更新については、平成 23 年度に事業者が決定したところであり、平成 25 年度の供用開始に向け事業を推進していきます。

(3) 庁舎など県有施設の長寿命化

施設保全コストの平準化・縮減を図るため、県庁舎及び地域庁舎について「県有施設適正保全計画（仮称）」の策定を行います。また、改正省エネ法により、県は毎年度 1 % の CO₂ 排出量の削減を義務付けられていますので、誘導灯などの照明の LED 化を図っていきます。